

第3章 預金・株式(金融資産運用)

第1節 本章で学ぶ内容

第3章では主に、金融や経済に関する基本の話や資産を有利に運用するための預金や株式投資、投資信託などについて学びます。

第2節 経済や景気の指標

1. 経済や景気の指標の種類

経済や景気を示すための指標として、国内総生産(GDP)、経済成長率、景気動向指数、日銀短観、マネーストック、物価指数などがあります。

(1) 国内総生産(GDP)

国内総生産とは、国内の経済活動によって新たに生み出された財・サービスの付加価値の合計ことです。英語では、**Gross Domestic Product** と言うので、頭文字をとって一般に **GDP** と呼ばれています。なお、付加価値とは、経済活動を通じて新たに付け加えられた価値のことです。

GDP には物価変動の影響を取り除いていない名目 **GDP** と物価変動の影響を取り除いた実質 **GDP** とがあります。

なお、**GDP** は内閣府が年4回発表を行っています。

〈参考リンク〉 [GDP \[内閣府\]](#)

(2) 経済成長率

経済成長率とは、一国の経済規模の1年間における成長率をいい、一般的には **GDP** の伸び率のことを指します。なお、ここで言うところの **GDP** は、実質 **GDP** です。

(3) 景気動向指数

景気動向指数とは、景気の状態を総合的にみるために、複数の指標を統合した景気指標です。景気動向指数は、景気に対してどのように動くかによって、先行指数、一致指数、遅行指数があります。

先行指数とは、景気に対して先行して動く指数であり、具体的には新規求人数、新設住宅着工床面積、実質機械受注などがあります。

一致指数とは、景気とほぼ一致して動く指数であり、具体的には鉱工業生産指数、有効求人倍率などがあります。

遅行指数とは、景気に遅れて動く指数であり、具体的には法人税収入、家計消費支出、完全失業率などがあります。

このうち景気動向の判断には、一致指数が使われます。また、景気動向指数には景気変動のテンポや大きさを把握するための指標である CI(コンポジット・インデックス)と景気の山や谷を把握するための指標である DI(ディフュージョン・インデックス)があります。このうち、以前は DI を中心に発表されていましたが、現在は CI を中心に発表が行われるようになってきました。景気動向指数は、内閣府が毎月発表しています。

〈参考リンク〉 [景気動向指数〔内閣府〕](#)

(4) 日銀短観

日銀短観とは、日本銀行が年4回、上場企業や中小企業に対して現状と3ヵ月後の景気動向に関する調査を行い、それを集計したものです。日銀短観のうち最も重要なものが業況判断 DI です。業況判断 DI とは、現状よりも3ヵ月後の業績が良いであろうと答えた企業の割合から現状よりも3ヵ月後の業績が悪いであろうと答えた企業の割合を差引いた値のことです。

〈参考リンク〉 [日銀短観〔日本銀行〕](#)

(5) マネーストック

マネーストックとは、個人や法人、地方公共団体などが保有する通貨の総量のことです。ただし、国や金融機関が保有する通貨はこれに含みません。マネーストックは、日本銀行が毎月発表を行っています。

〈参考リンク〉 [マネーストック〔日本銀行〕](#)

(6) 物価指数

物価指数とは、ある分野の総合的な物価水準を指数によって表したものであり、企業物価指数と消費者物価指数があります。

企業物価指数とは、企業間で取引される商品などの価格変動を表す指数のことです。企業物価指数は、原油価格や為替相場の変動の影響を受けるため、消費者物価指数より変動が激しいという特徴があります。なお、企業物価指数は、日本銀行が毎月発表を行っています。

消費者物価指数とは、全国の一般消費者が購入する商品やサービスの価格変動を表す指数のことです。なお、消費者物価指数は、総務省が毎月発表を行っています。

〈参考リンク〉 [企業物価指数〔日本銀行〕](#)

〈参考リンク〉 [消費者物価指数〔総務省〕](#)

2. 景気のサイクルと金利、物価、為替、株価との関連性

景気は、好景気→景気の下降局面→不景気→景気の上昇局面→好景気の循環を繰り返します。景気は金利、物価、為替、株価と密接な関連性があるので、これらの関連性を以下、説明します。

(1) 景気と金利の関連性

景気が良くなる→物を買うためにお金を借りる人が増える→資金需要が増える→金利は上昇する、という関係があります。

(2) 物価と金利の関連性

物価が上がる→物を買うためにお金がたくさん必要になる→資金需要が増える→金利は上昇する、という関係にあります。なお、物価が上昇して、貨幣価値が下がることをインフレといい、物価が下落して、貨幣価値が上がることをデフレといいます。

(3) 為替と金利の関連性

円高になる→輸入製品の価格が下がる→物価が下がる→金利が下落する、という関係にあります。

(4) 景気と株価

景気が良くなる→企業の業績が良くなる→株価は上昇する、という関係にあります。

3. 金融政策

金融政策とは、日本銀行が物価の安定などを目的として行う政策のことであり、いくつかの方法があります。なお、金融政策は金融市場を通じて行われることがあります。金融市場とは、お金を貸し借りしている場のことであり、いくつかの種類があります。

(1) 金融市場の種類

金融市場を大きく2つに分けると、短期金融市場と長期金融市場があります。短期金融市場は、取引期間が1年未満の市場であり、長期金融市場は取引期間が1年以上の市場です。短期金融市場はさらにインターバンク市場とオープン市場に分けることができます。インターバンク市場とは、金融機関のみが参加できる市場であり、具体的には手形市場やコール市場などがあります。それに対してオープン市場は、金融機関だけではなく一般企業も参加できる市場です。なお、長期金融市場は証券市場が該当し、具体的には債券市場や株式市場があります。

(2) 金融政策の種類

金融政策には、公開市場操作や預金準備率操作などがあります。

公開市場操作とは、日本銀行が短期金融市場において、手形や国債などの売買を行い、金融市場の資金量を調整することです。日銀が保有している債券などを金融機関に売却し、資金を受取ることによって、市場に出回っている資金の量を減らすことができます。その結果、金利が上昇します。これを売りオペレーションといいます。また逆に、日銀が金融機関から債券などを買取り、資金を支払うことによって、市場に出回る資金の量を増やすことができます。これを買いオペレーションといいます。

預金準備率操作とは、金融機関が日本銀行に資金を預ける割合である預金準備率を引き上げたり、引き下げたりすることによって、金融市場の資金量を調整することです。日銀が預金準備率を引き上げると、金融機関はより多くの資金を日銀に預けなければならないので、市場の資金量が減少し、その結果、金利が上昇します。また逆に、日銀が預金準備率を引き下げると、金融機関は日銀に預けなければならない資金が減少するので、市場の資金量が増加し、その結果、金利が下落します。

4. 財政政策

財政政策とは、国や地方公共団体が行う政策のことです。財政政策には、公共投資や減税などがあります。財政政策には、資源配分、所得再分配、経済の安定化の機能があります。

第3節 預金者や投資家の保護

1. 預金者や投資家を保護するための仕組み

預金者や投資家の資産を守るための仕組みのことをセーフティネットといいます。セーフティネットの代表例は預金保険制度ですが、その他にもさまざまな法律によって、預金者や投資家を保護するための仕組みが用意されています。

2. 預金保険制度

預金保険制度とは、金融機関が破綻した場合に預金者を保護するための制度です。ただし、全ての金融機関が保護の対象となるわけではありません。日本国内に本店があり、日本国内の銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行などに預入れた預金等が保護の対象となるのであって、これらの銀行の海外支店や外国銀行の日本支店に預入れた預金に関しては、保護の対象外です。

また、すべての預金等が保護の対象になるわけでもありません。保護の対象となる預金等は、預貯金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託、保護預り専用商品の金融債であり、外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託、保護預り専用商品以外の金融債などは、保護の対象外です。

そして、保護される対象の預金等であっても、その全てが保護されるわけではありません。預金等のうち、決済用預金については全額保護の対象となっていますが、それ以外の預金等は、1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象です。なお、決済用預金とは、「無利息」、「要求払い」、「決済サービスに利用できる」という3つの要件を満たしたもののことをいい、具体的には、当座預金や利息のつかない普通預金などが該当します。

〈関連リンク〉 [預金保険制度〔預金保険機構〕](#)

3. 預金者や投資家を保護する法律

預金者や投資家を保護することが規定されている法律には、金融商品販売法、消費者契約法、金融商品取引法があります。

(1) 金融商品販売法

金融商品販売法とは、金融商品の販売について、顧客を保護するための法律です。具体的には、金融商品販売業者は金融商品を販売するにあたり、重要事項について説明を行う義務が規定されています。金融商品販売業者が説明義務を怠り、顧客が損害を被った場合には、金融商品販売業者に損害賠償責任が発生することになります。

〈参考リンク〉 [金融商品販売法〔電子政府の総合窓口〕](#)

(2) 消費者契約法

消費者契約法とは、消費者を保護するための法律です。具体的には、事業者による不適切な行為により、消費者が誤認、困惑して申込みをした場合には、それを取り消すことができる旨が規定されています。ただし、消費者契約法で保護されるのは個人のみとされています。

〈参考リンク〉 [消費者契約法〔消費者庁〕](#)

(3) 金融商品取引法

金融商品取引法とは、金融商品の取引について、投資家などを保護するための法律です。具体的には、顧客の知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に照らして、不適切と認められる勧誘を行ってはならない旨が規定されています。なお、このことを適合性の原則といいます。また、金融商品取引法では、投資の知識や経験などから、投資家をプロ(特定投資家)とアマチュア(一般投資家)に分けて規制を行っています。さらに、債券、株式、投資信託の他に、外貨預金や変額保険、変額年金等、投資性の強い金融商品についても、この法律と同等の販売・勧誘ルールが適用されます。

〈参考リンク〉 [金融商品取引法〔金融庁〕](#)

(4) 金融 ADR 制度

金融 ADR 制度とは、金融機関と利用者の間で生じたトラブルを、業界ごとに設置された指定紛争解決機関（金融 ADR 機関）において、裁判外の方法により原則無料で解決を図るものです。

〈参考リンク〉 [金融 ADR 制度〔金融庁〕](#)

第4節 貯蓄型金融商品

貯蓄型金融商品とは、預貯金のことです。預貯金の特徴は、元本が保証されていて、いつでも引き出せる点にあります。預貯金に関しては、利息の計算方法と預貯金の種類が重要です。

1. 利息の計算方法

利息の計算方法は、単利か複利かという問題と、変動金利か固定金利かという問題があります。

(1) 単利と複利

単利とは預入れた元本についてのみ利息がつく計算方法であり、公式であらわすと以下のようになります。

$$\text{元利合計} = \text{元本} \times (1 + \text{年利率} \times \text{預入期間})$$

それに対して複利とは、一定期間ごとに支払われる利息も元本に含め、これを新しい元本とみなして次の利息を計算する方法です。利息の支払いが1年に1回だとした場合の公式をあらわすと以下のようになります。

$$\text{元利合計} = \text{元本} \times (1 + \text{年利率})^{\text{年数}}$$

なお、利息が半年に1回つく場合だと、以下のような計算式となります。

$$\text{元利合計} = \text{元本} \times \left(1 + \frac{\text{年利率}}{2} \right)^{\text{年数} \times 2}$$

(2) 変動金利と固定金利

変動金利とは、市場金利の変化に応じて金利が変動するもののことであり、固定金利とは、預入れた時から満期まで金利が変わらないもののことです。

なお、預貯金の利子は、利子所得として課税され、所得税15%、住民税5%の合計20%（復興特別所得税を加えると20.315%）の源泉分離課税となります。

※ 2013年から所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課せられています。詳細は、第4章の税金で説明します。以下同様。

2. 預貯金の種類

預貯金の種類は、銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行ごとに異なります。また、銀行とゆうちょ銀行の場合、流動性預金と定期性預金に分けることができるので、この区分ごとに説明します。なお、流動性預貯金とは、満期がなく、いつでも出し入れが可能な預貯金であり、定期性預貯金とは、満期がある預貯金のことです。

(1) 銀行の預金

銀行の流動性預金には、普通預金や貯蓄預金などがあります。普通預金の特徴は、変動金利ということです。

一方、銀行の定期性預金には、スーパー定期、大口定期預金、期日指定定期預金などがあります。スーパー定期の特徴は、固定金利であり、預入期間が3年未満のものは単利型のみという点と中途解約はいつでも可能ですが、中途解約利率が適用される点です。大口定期預金の特徴は、預入金額が1,000万円以上であること、固定金利で単利型のみであること、中途解約はいつでも可能ですが、中途解約利率が適用されること、マル優の利用はできないことです。なお、マル優とは、障害者等に対して、預貯金等の元本350万円までの利子について非課税とできる制度のことであり、正式名称は少額貯蓄非課税制度といます。

(2) ゆうちょ銀行の貯金

ゆうちょ銀行の流動性貯金には、通常貯金と通常貯蓄預金などがあります。いずれも、変動金利である点とマル優の利用ができない点が特徴です。

一方、ゆうちょ銀行の定期性貯金には、定額貯金や定期貯金などがあります。定額貯金の特徴は、預入期間が最長10年である点と固定金利で半年複利である点です。定期貯金の特徴は、固定金利である点と、預入期間が3年未満の場合は単利型のみであり、預入期間が3年以上の場合は半年複利型のみという点です。ゆうちょ銀行の預入限度額は2,600万円（通常貯金1,300万円、定期性貯金1,300万円）となっています。

(3) 信託銀行の貯蓄型金融商品

信託銀行の貯蓄型金融商品として、ヒット、スーパーヒットがありましたが、スーパーヒットは現在取り扱われておらず、ヒットも新規の取扱いは停止されています。なお、信託銀行とは、主に信託業務を行う銀行のことであり、信託とは、金銭などの財産を託して運用、管理を任せることです。

第5節 債券

債券とは、国や企業が、投資家からお金を借りる際に発行するものです。債券は、どこが発行するかによって、国債、地方債、社債、金融債などに分けることができます。国債は国が発行するもの、地方債は地方公共団体が発行するもの、社債は一般の企業が発行するもの、金融債は金融機関が発行するものです。

1. 国債の種類

国債のうち、購入者を個人に限定したものを個人向け国債とといいます。個人向け国債には、変動金利型10年満期、固定金利型5年満期、固定金利型3年満期があります。いずれも、発行は毎月12回行われ、購入最低額面金額は1万円であり、原則として発行から1年経過後なら換金が可能です。ただし、中途解約時には直前2回分の利息相当額(税引前) $\times(100\% - 20\%)$ が差引かれます。

変動金利型10年満期は、金利の動きに応じて6ヵ月ごとに適用金利が変わるので、適用金利が上昇した場合には、受取ることのできる利息が増加することになります。

〈参考リンク〉 [個人向け国債〔財務省〕](#)

2. 債券の発行価額

債券の発行価格は、額面100円あたりの価格で表示されます。額面金額と同額で発行する場合をパー発行といい、額面金額より低い金額で発行する場合をアンダー・パー発行、額面金額より高い金額で発行する場合をオーバー・パー発行といいます。

3. 債券の利回り

債券の利回りとは、当初の投資額に対する利息と償還差損益の割合のことです。債券の利回りの種類には、直接利回り、応募者利回り、最終利回り、所有期間利回りがあります。

(1) 直接利回り

直接利回りとは、投資金額(購入価格)に対する毎年の利息収入の割合のことです。公式であらわすと以下のとおりです。

$$\text{直接利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率}}{\text{購入価格}} \times 100$$

(2) 応募者利回り

応募者利回りとは、債券の発行時に購入し、償還まで所有した場合の利回りのことです。公式であらわすと以下のとおりです。

$$\text{応募者利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{発行価格}}{\text{償還期限(年)}}}{\text{発行価格}} \times 100$$

(3) 最終利回り

すでに発行されている債券を時価で購入し、償還まで所有した場合の利回りのことです。公式であらわすと以下のとおりです。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数(年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

(4) 所有期間利回り

所有期間利回りとは、新規発行の債券または既発行の債券を購入し、償還前に売却した場合の利回りのことです。公式であらわすと以下のとおりです。

$$\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間(年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

4. 債券のリスク

債券には、さまざまなリスクがあります。例えば、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクなどです。このうち、価格変動リスクと信用リスクについて説明します。

(1) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、市場金利が変化することによって、債券の価格が変動することです。それ故、価格変動リスクのことを金利変動リスクともいいます。

通常、市場金利が上昇すると債券価格が下落し、利回りが上昇するという関係があります。よって、市場金利が債券の価格に影響を与えることになります。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、債券の元本や利息の支払いが遅延したり、その一部または全部が支払われないリスクのことです。信用リスクは、デフォルトリスク、債務不履行リスクともいいます。

また、信用リスクの目安として格付けがあり、格付機関により格付けが行われています。格付けはAAAなどであらわされ、信用リスクが低い順から、AAA、AA、A、BBB、BB、B、CCC、CC、C、Dとなっています。信用リスクが低いほど、利回りは低く、債券価格は高いという関係があります。

なお、BBB以上の債券を投資適格債といい、BB以下のことを投資不適格債あるいはハイ・イールド債といいます。

5. 債券の分類

債券には、利払の方法による分類、新規発行か否かによる分類、円貨か外貨かによる分類があります。

利払の方法による分類によって債券は、利付債と割引債に分けられます。利付債とは、定期的に一定の利息が支払われる債券であり、償還時に額面金額で償還されます。それに対して、割引債とは、利息の支払いがない代わりに、額面金額より低い金額で発行される債券のことです。償還時には額面金額で償還されるので、額面金額と発行価格との差額が利息の代わりとなります。

新規発行か否かによる分類で債券は、新発債と既発債に分けられます。新発債とは、新たに発行される債券であり、既発債とはすでに発行され、市場で取引されている債券のことです。

円貨か外貨による分類で債券は、円建て債券と外貨建て債券に分けられます。円建て債券とは、払込み、利払、償還が円貨で行われる債券であり、外貨建て債券とは、払込み、利払、償還が外貨で行われる債券のことです。

6. 債券と税金

債券の税金は、2016年1月1日以降、税法上の取り扱いが上場株式と同様になりました。税金の納付方法は、「源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収口座)」、「源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)」、「一般口座」のいずれを選択したかによって異なります。

「源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収口座)」を選択した場合、確定申告または申告不要とすることができ、「源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)」または「一般口座」を選択した場合、確定申告が必要となります。

債券のうち、国債や公社債などの一定の公社債を特定公社債といいます。特定公社債にかかる利息については、利子所得として課税され、所得税15%、住民税5%の合計20%（復興特別所得税を加えると20.315%）の申告分離課税または申告不要とすることができます。また、譲渡損益や償還差益は、譲渡所得として課税され、所得税15%、住民税5%の合計20%（復興特別所得税を加えると20.315%）の申告分離課税となります。なお、源泉徴収口座（特定口座で源泉徴収あり）を選択した場合は、申告不要とすることができます。

第6節 株式

株式とは、株式会社が資金を調達するために発行した証券のことです。ここでは主に、株式の取引方法や何を目安に株式を選べばよいかなどを学習します。

1. 株主の権利

株式を購入した人を株主といいます。株主には、通常、議決権と剰余金分配請求権が与えられます。議決権とは、株主総会で多数決に加わることによって、会社の経営に参加する権利のことです。剰余金分配請求権とは、会社が獲得した利益の分配を受ける権利のことです。なお、会社解散時には、持ち株数に応じて残った財産の分配を受けることができますが、これを剰余財産分配請求権といいます。

2. 株式の単位

株式は必ずしも1株単位で売買されるのではなく、何株かをまとめた単元株で売買が行われます。つまり、単元株が取引単位となるわけであり、単元株の整数倍で株式の売買は行われます。なお、単元株は1株から1,000株の範囲で、発行会社が自由に定めることができます。

ただし、単元未満でも売買できる方法もあります。それが、株式累積投資や株式ミニ投資です。株式累積投資とは、毎月、一定額ずつ積立方式で購入する方法です。なお、このような購入方法をドル・コスト平均法といいます。また、株式ミニ投資とは、1単元の10分の1の単位で売買する方法のことです。

〈参考リンク〉 [株式累積投資〔日本証券業協会〕](#)

〈参考リンク〉 [株式ミニ投資〔日本証券業協会〕](#)

3. 証券取引所の種類

株式の売買は、証券取引所を通して行われます。証券取引所は全国に4つ(東京、名古屋、福岡、札幌)あり、そのうち東京、名古屋の取引所は、一部と二部があります。また、新興企業を対象とした市場として東京にはマザーズやジャスダックがあります。

〈参考リンク〉 [日本取引所グループ\(東京証券取引所\)](#)

4. 株式の注文方法

上場株式の注文方法には、指値注文と成行注文があります。指値注文とは、売買価格を指定して注文する方法であり、成行注文とは、売買価格を指定しないで注文する方法です。注文方法には、成行注文優先の原則、価格優先の原則、時間優先の原則があります。成行注文優先の原則とは、指値注文より成行注文のほうが優先されるという原則です。価格優先の原則とは、同一銘柄について、複数の売り指値注文がある場合は、もっとも低い価格が優先され、買い指値注文の場合は、もっとも高い価格が優先されるという原則です。時間優先の原則とは、同一銘柄について、複数の指値注文がある場合は、時間の早い注文が優先されるという原則です。ただし、指値注文であっても、指定した価格よりも有利な価格で取引が成立することもあります。

株式の売買が成立したら、株式の売買が成立した日から3営業日目に決済つまり受渡しが行われます。なお、株式の売買が成立した日のことを、約定日といいます。

5. 株式相場全体の指標

株式市場の株価水準や動きを見るための指標として、日経平均株価、東証株価指数、売買高などがあります。

日経平均株価とは、東証1部に上場されている銘柄のうち、代表的な225銘柄の株価を平均したものです。なお、日経平均株価の別名を日経225といいます。この指標の欠点は、株価の高い銘柄の影響を受けやすい点です。

東証株価指数とは、東証1部に上場されている全銘柄の時価総額を数値化したものです。これは、1968年1月4日を基準日として、この日の時価総額を100とした場合の時価総額の変化をあらわしています。この指標の欠点は、時価総額の大きい銘柄の影響を受けやすい点です。

売買高とは、証券取引所で売買契約が成立した株式の総数のことです。売買高のことを出来高ともいいます。

なお、2014年1月からJPX日経インデックス400という新指標もできました。JPX日経インデックス400は、東証全体から一定の要件を満たした投資家にとって魅力の高い会社400社で構成される株価指数です。

6. 個別銘柄の指標

どの会社の株式を購入するかを判断する際に必要となるのが、個別銘柄の指標です。個別銘柄の指標には、株価収益率(PER)、株価純資産倍率(PBR)、自己資本利益率(ROE)、配当利回り、配当性向などがあります。

(1) 株価収益率

株価収益率とは、株価が1株あたり純利益の何倍になっているかを見る指標です。英語では、**Price Earnings Ratio** というので頭文字をとって **PER** ともいいます。株価収益率が低い銘柄は割安であり、高い銘柄は割高ということになります。株価収益率の公式は、以下のようになります。

$$\text{株価収益率(倍)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株あたり純利益}}$$

(2) 株価純資産倍率

株価純資産倍率とは、株価が1株あたり純資産の何倍になっているかを見る指標です。英語では、**Price Book-value Ratio** というので頭文字をとって **PBR** ともいいます。株価純資産倍率が低い銘柄は割安であり、高い銘柄は割高ということになります。株価純資産倍率の公式は、以下のようになります。

$$\text{株価純資産倍率(倍)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株あたり純資産}}$$

(3) 自己資本利益率

自己資本利益率とは、株主が出資したお金を使って、どれだけの利益を上げたかを見る指標です。英語では、**Return On Equity** というので頭文字をとって **ROE** ともいいます。自己資本利益率が高い銘柄は資本を効率的に用いて利益を稼ぎ出したことを意味します。自己資本利益率の公式は、以下のようになります。

$$\text{自己資本利益率(\%)} = \frac{\text{税引後当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

(4) 配当利回り

配当利回りとは、投資額あるいは株価に対する配当金の割合をみる指標です。配当利回りが高いほど、配当金による収益性が高いことを意味します。配当利回りの公式は、以下のようになります。

$$\text{配当利回り (\%)} = \frac{\text{1株あたり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

(5) 配当性向

配当性向とは、純利益に対する配当金の割合をみる指標です。配当性向が高い会社ほど、稼いだ利益をたくさん株主に還元していることとなります。配当性向の公式は、以下のようになります。

$$\text{配当性向 (\%)} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{税引後当期純利益}} \times 100$$

7. 株式と税金

株式については、配当金と売却益に課税が行われます。

(1) 配当金に課される税金

株式の配当金は、配当所得となり、配当等を受取るときに税金が源泉徴収されます。配当所得は、総合課税の対象ですが、上場株式等の配当所得については、申告分離課税を選択することも可能です。また、一定の場合においては、申告不要とすることもできます。

上場株式等の配当金にかかる税率は、所得税 15%と住民税 5%の合計 20%（復興特別所得税を加えると 20.315%）です。

(2) 売却益に課される税金

株式を売却した際の売却益すなわち譲渡益は、譲渡所得となり、申告分離課税の対象となります。税金の納付方法は、証券会社の口座の選択によって異なります。

源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収口座）を選択した場合、証券会社が1年間の売却損益の計算を行い、かつ、税金の源泉徴収も証券会社が行うこととなります。この場合、確定申告は不要とすることができます。

源泉徴収なしの特定口座（簡易申告口座）を選択した場合、証券会社が1年間の売却損益の計算を行うものの、税金は源泉徴収されません。よってこの場合、確定申告を行って、税金を納付することとなります。

一般口座を選択した場合、株主自身が1年間の売却損益の計算を行って、かつ、税金も源泉徴収されないため、株主自身が確定申告を行って、納税することとなります。

上場株式等の売却益にかかる税率は、上場株式等の配当金にかかる税率と同様です。

(3) NISA

なお、2014年1月1日より、NISA(小額投資非課税制度)が創設されました。これは、非課税口座を証券会社等に開設し、その口座を開設した証券会社等で上場株式等を買付けた場合(ただし、取得額の合計額が120万円以下)、その後最大で5年間にその口座から生ずる配当や譲渡益が非課税となる制度です。なお、2015年1月のNISAの改正により、次の2点が改正されました。

1つは、今まで同一の勘定設定期間内での金融機関の変更はできませんでしたが、所定の手続きを行うことで、1年ごとに異なる金融機関に変更できるようになりました。もう1つは、同一の勘定設定期間内で口座を廃止した場合、残りの期間内に口座の再開設をすることはできませんでしたが、所定の手続きを行うことで、口座の再開設ができるようになりました。

〈参考リンク〉 [NISA \[投資信託協会\]](#)

第7節 投資信託

投資信託とは、多数の投資家から資金を集めて1つの基金とし、この基金を運用する専門家が株式や不動産などに分散投資し、そこで得た利益を投資家に配分する仕組みの金融商品のことです。なお、この基金のことをファンドといいます。通常はファンドという言葉が、投資信託の商品をあらわすことが多いです。投資信託の特徴は、小口の投資が可能であること、専門家が投資、運用すること、元本は保証されていないことです。

1. 投資信託の仕組み

投資信託には、会社型と契約型がありますが、日本の投資信託はそのほとんどが契約型です。契約型投資信託とは、ファンドの委託者である運用会社とファンドの受託者である信託銀行等が信託契約を結ぶ形態の投資信託です。

その際まず、証券会社や銀行、保険会社などの販売会社は、投資信託の募集、販売を行い、投資家から資金を集めます。そして委託者である運用会社は、集まった資金を元にファンドを組み、受託者である管理会社(信託銀行等)に対して運用の指図を行います。受託者は委託者の指示にもとづいて、受託した資金を株式などに投資して、資金の管理を行います。最終的に、運用によって得られた収益を投資家に配分します。

〈参考リンク〉 [投資信託 \[投資信託協会\]](#)

2. 投資信託のコスト

投資信託に関して、投資家が負担するコストには、販売手数料(購入時手数料)、信託報酬(運用管理費用)、信託財産留保額などがあります。販売手数料とは、ファンドの購入時に販売会社に支払う手数料のことです。信託報酬とは、販売会社、委託者(運用会社)、受託者(管理会社、信託銀行等)のそれぞれの業務に対する手間賃のことです。信託財産留保額とは、中途換金時に徴収される手数料のことです。

3. 投資信託の中途換金方法

投資信託の中途換金方法には、解約請求と買取請求があります。解約請求とは、投資家が委託者に直接、解約を請求する方法であり、買取請求とは、投資家が販売会社に受益証券を買い取ってもらう方法のことです。

4. 投資信託の分類

投資信託の分類方法には、投資対象による分類、購入時期による分類、解約の可否による分類、運用スタイルによる分類などがあります。

(1) 投資対象による分類

投資対象による分類によって投資信託は、公社債投資信託と株式投資信託に分けることができます。公社債投資信託とは、株式を一切組み入れないで運用する投資信託であり、株式投資信託とは、株式を組み入れて運用できる投資信託のことです。

(2) 購入時期による分類

購入時期による分類によって投資信託は、追加型(オープン型)と単位型(ユニット型)に分けることができます。追加型とは、いつでも購入できる投資信託であり、単位型とは、募集期間中だけ購入できる投資信託です。

なお、追加型投資信託には、MMF(マネー・マネージメント・ファンド)やMRF(マネー・リザーブ・ファンド)などがあります。いずれも安全性が高い短期公社債などで運用されますが、元本の保証はありません。また、MMFは買付日から30日未満の解約にペナルティを設けていますが、MRFにはこのようなペナルティはありません。よって、MMFの方がわずかではありますが、利回りが高いという特徴があります。

(3) 解約の可否による分類

解約の可否による分類によって投資信託は、オープンエンド型とクローズドエンド型に分けることができます。オープンエンド型は、いつでも解約できる投資信託であり、クローズドエンド型は、解約できない投資信託のことです。よって、クローズドエンド型の場合、換金するときは市場で売却することになります。

(4) 運用スタイルによる分類

運用スタイルによる分類によって投資信託は、インデックス運用とアクティブ運用に分けることができます。インデックス運用は、日経平均株価や TOPIX など運用目標とする基準であるベンチマークに連動した運用成果を目標とする運用スタイルです。インデックス運用のことをパッシブ運用と言うこともあります。それに対して、アクティブ運用とは、ベンチマークを上回る運用成果を目標とする運用スタイルのことです。

さらにアクティブ運用は、トップダウン・アプローチ、ボトムアップ・アプローチ、グロース型、バリュー型に分けることができます。トップダウン・アプローチとは、マクロ的な投資環境例えば経済や金利や為替などを予測し、資産配分や投資する業種を決定したあとで個別銘柄を選ぶスタイルです。ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査、分析から、投資対象を決定する運用スタイルです。グロース型とは、将来的に成長が見込める銘柄に投資する運用スタイルです。バリュー型とは、企業の利益や資産などから判断して、割安だと思われる銘柄に投資する運用スタイルです。

5. 上場している投資信託

投資信託には、上場しているものもあります。例えば、ETF や上場不動産投資信託 (J-REIT) などです。ETF とは、日経平均株価や TOPIX などの指数に連動するように運用される投資信託のことです。英語で **Exchange Traded Funds** といい、その頭文字をとって **ETF** といいます。上場不動産投資信託とは、投資家から集めた資金を不動産に投資して、そこから得られた利益を投資家に分配する投資信託のことです。J-REIT とは、日本版不動産投資信託の略のことです。

〈参考リンク〉 [ETF の仕組み \[投資信託協会\]](#)

〈参考リンク〉 [J-REIT \[投資信託協会\]](#)

6. トータルリターン通知制度

トータルリターン通知制度とは、販売会社が投資家に対し、年1回以上トータルリターンを通知することであり、2014年12月1日から義務づけられました。トータルリターンとは、一定期間における投資額と投資結果の差額（累積損益）のことであり、以下のよう
に計算します。

トータルリターン＝

現在の評価金額＋分配金額の累計＋売却金額の累計－買付金額の累計

この制度の対象商品は、2014年12月以降に取得した株式投資信託、外国投資信託です。ただし、公社債投資信託、ETF、REIT、MRF、MMF、外貨MMFなどは対象外です。

〈参考リンク〉 [トータルリターン通知制度〔日本証券業協会〕](#)

7. 投資信託と税金

投資信託に関して課される税金は、公募公社債投資信託と公募株式投資信託とで異なります。

(1) 公募公社債投資信託

公募公社債投資信託の収益分配金は、利子所得として特定公社債の利子と同様に処理します。また、解約損益や償還損益は、譲渡所得として特定公社債の譲渡損益と同様に処理します。

(2) 公募株式投資信託と税金

株式投資信託の収益分配金には、普通分配金と元本払戻分があります。普通分配金は、値上がり分のことです。また、元本払戻分は、元本の払戻分に相当するものであり、特別分配金といわれています。このうち、普通分配金は配当所得とされ、元本払戻分は非課税とされています。なお、解約損益、償還損益、譲渡損益は、譲渡所得として上場株式の譲渡損益と同様に処理します。

第8節 外貨建て金融商品

1. 外貨建て金融商品の意義

外貨建て金融商品とは、取引価格が外貨建てつまり米ドルやユーロなどで表示されている金融商品のことです。

2. 外貨建て金融商品の換算方法

外貨建ての金融商品を購入するには外貨が必要であり、逆に外貨建て金融商品から利子や元金を外貨で受取った場合には外貨を円に換える必要があります。そこで円を外貨に換える際に用いられる為替レートのことを **TTS** といい、外貨を円に換える際に用いられる為替レートのことを **TTB** といいます。**TTS** は **Telegraphic Transfer Selling Rate** の略であり、**TTB** は **Telegraphic Transfer Buying Rate** の略です。なお、両者の中間をあらわす為替レートとして **TTM** もあります。**TTM** は仲値ともいわれ、取引の基準を示しています。英語では **Telegraphic Transfer Middle Rate** といいます。

3. 外貨建て金融商品のリスク

外貨建て金融商品には、為替リスクがあります。為替レートは日々刻々と変動しているため、為替レートの変動により損失を被る可能性があります。為替レートの変動によって生じた損失を為替差損といいます。逆に、為替レートの変動によって生じた利益のことを為替差益といいます。

4. 外貨建て金融商品の種類

外貨建て金融商品には、外貨預金、外国債券、外国投資信託などがあります。

(1) 外貨預金

外貨預金とは、外貨による預金のことであり、仕組み自体は円の預金と変わりはありません。外貨預金の特徴は、預金保険制度の対象外であること、定期預金は中途換金ができないこと、利子は利子所得であり、為替差益は雑所得になることなどです。

(2) 外国債券

外国債券とは、発行者、発行場所、通貨のいずれかが外国である債券のことです。外国債券には、サムライ債やショーグン債といった種類があります。サムライ債とは、発行者は外国ですが、発行場所が日本であり、通貨も円貨という債券です。ショーグン債とは、発行者は外国であり、発行場所も日本ですが、通貨が外貨という債券のことです。

(3) 外国投資信託

外国投資信託とは、投資信託の国籍が外国にあり、外国の法律にもとづいて設定される投資信託のことです。外国投資信託の代表例は、外貨建て MMF です。外貨建て MMF は、国籍が外国で、外貨建ての公社債投資信託です。外貨建て MMF の特徴は、外貨建ての公社債や短期の金融商品などで運用されていること、株式は一切組み入れていないこと、売買手数料がないこと、いつでもペナルティなしで換金可能なこと、収益分配金は利子所得として 20%（復興特別所得税を加えると 20.315%）の申告分離課税または申告不要とすることができること、譲渡差益（為替差益を含む）は譲渡所得であること、などです。

第9節 ポートフォリオ

1. ポートフォリオの意義

ポートフォリオとは、組み合わせのことです。例えば、性格の異なる複数の銘柄に投資することによって、安定した運用を行うことが可能となります。ポートフォリオでリスクを低減させるためには、異なった値動きをする銘柄を組み合わせることが重要です。なお、銘柄の値動きが同じか、異なるかをあらわす指標として相関係数というものがあります。

相関係数とは、相関関係を -1 から $+1$ までの数値であらわしたものです。相関係数が -1 に近づくほど、相関関係がないということになり、リスクを低減することが可能となります。

2. アセット・アロケーションの意義

アセット・アロケーションとは、国内株式、国内債券、海外債券、不動産などの複数の異なる資産に配分して運用することです。資産をアセット、配分をアロケーションというところから、アセット・アロケーションといいます。ポートフォリオとの違いは、ポートフォリオは個別銘柄レベルの組み合わせであるのに対して、アセット・アロケーションは資産レベルの組み合わせである点です。

第10節 デリバティブ取引

1. デリバティブ取引の意義

デリバティブ取引とは、株式や債券などの金融商品から派生して生まれた金融商品を扱う取引のことです。デリバティブ取引の種類には、先物取引、オプション取引、スワップ取引などがあります。

(1) 先物取引

先物取引とは、将来一定時点において、特定の商品を一定の価格で一定の数量だけ売買することを約束する取引のことです。

(2) オプション取引

将来一定時点に、一定の価格で、特定の商品を買収する権利を買収する取引のことです。なお、買う権利のことをコール・オプションといい、売る権利のことをプット・オプションといいます。

(3) スワップ取引

金利や通貨から生じるキャッシュ・フローを交換する取引のことです。